

地方環境事務所将来ビジョン(骨子)

平成17年9月
環境省

背景

< 環境問題の変容 >

公害問題から、地球温暖化問題や廃棄物問題など、市民生活そのものが原因の一端を担う問題への広がり

地域での一人ひとりの取組が不可欠

< 社会の変容 >

価値観の多様化、社会的貢献への指向の高まり

地域でのNPO等の市民活動、企業の社会貢献活動の活発化

< 国と地方の新たな協働関係の中で、求められる国の役割 >

- ・国際的、全国的、広域的な見地からの現場での取組
- ・地域における活動に際して各主体が共有すべきビジョン、基本的考え方、情報の提供
- ・地域における活動を支援するためのツールの提供

平成17年10月1日 地方環境事務所の発足

地方環境事務所が発揮すべき機能

機動的できめ細かな現場部隊

- ・産廃対策、国立公園管理等
- ・現地情報収集・分析等、緊急時省窓口
- ・地域の実情に応じた対応

地域環境力の活性化・支援拠点

- ・各主体との積極的なコミュニケーション
- ・地域でのパートナーシップを構築

地域の環境データバンク

- ・環境情報の収集・整理・発信
- ・地域の活動や本省の施策立案を支える

個別分野での展開方針(当面5年程度)

廃棄物・リサイクル対策

- ・不法投棄防止のための関係機関との連携・情報交換、環境監視・調査
- ・廃棄物の不正輸出入の取締り強化に向けた現地調査、税関等との連携
- ・ライフスタイル見直しのための地域支援、普及啓発
- ・循環型社会形成推進交付金制度(地域協議会への参加)、適正なりサイクルの確保

地球温暖化対策

- ・地方公共団体や都道府県センター、他省の地方支分部局等と連携した「国民運動」の展開
- ・石油特別会計を活用した事業の実施
- ・「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」の活用による地域の取組支援

自然環境保全

- ・国立公園等の現地管理体制の充実
- ・国立公園施設整備事業、自然再生事業等の総合的実施
- ・世界自然遺産地域、ラムサール条約登録湿地等の保護地域管理
- ・野生鳥獣の保護管理、希少野生動植物の保護、外来生物対策等の推進

公害・化学物質対策

- ・住民参加による水質浄化活動等の推進、低公害車普及促進策の更なる展開
- ・アスベストの飛散予防措置の徹底のための関係機関との連携
- ・各種公害規制法における緊急時の立入検査等に備えた自治体等との連携
- ・化学物質審査規制法に基づく立入検査等の実施、リスクコミュニケーションの推進

環境教育・環境保全活動の推進 / 環境情報の収集・整理・発信

- ・様々な主体と連携した家庭、学校、職場等における環境教育・環境保全活動の推進
- ・地方環境パートナーシップオフィスによる環境パートナーシップ・ネットワークの形成
- ・環境統計等の環境情報の収集・整理・発信体制の整備

横断的事項

- ・人材の育成(本省からの情報提供、マニュアル整備、実務研修の実施等)
- ・関係主体(地方公共団体、民間団体、他省の地方支分部局等)との連携
- ・情報発信力の強化